

平成29年度

萩市消費生活モニター通信②



©萩市消費生活センター

萩市 消費生活センター

萩市消費生活モニター通信② 目次

電話勧誘販売	1
灯油の値段	1
食品の廃棄	2
萩市消費生活センター 出前講座	2
安心、安全な商品について	3
やまぐち三世代同居・近居パスポート	4～6
市営住宅の維持管理について	7
デイサービスについて	7
観光行政について	8
トイレについて	8
地域おこし協力隊について	9
消費生活モニターとして	10
研修会に参加して	10

電話勧誘販売

勧誘電話で、色々な物を購入されていた高齢者宅に、今度は「来年のカレンダーを送りたいけど、今、何か必要な物はないですか？」と電話がかかってきたとのこと。今は何もいらないと断ると、カレンダーだけでも送ると言われて、家族の方がそれも断って電話を切られたそうです。

本当に、色々な方法で勧誘をしてくるものですね。

(消費生活センター)

販売業者が消費者宅や職場に電話し、商品やサービスを販売する方法です。消費者が要請していないにもかかわらず、販売業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんどです。強引な勧誘、身分を偽っての勧誘、虚偽説明、説明不足などの問題がみられます。

2016年度の契約当事者が65歳以上の相談を販売購入形態別にみると、通信販売(24.7%)が最も多く、次に訪問販売(15.5%)、電話勧誘販売(13.8%)となっております。(PIONEERに登録された消費生活相談情報2017年3月31日登録分)通信販売の中では、インターネット通販の割合が拡大しています。

悪質業者の手口は様々です。不安なことがありましたら、自分だけで判断をせず、すぐに周囲の人や消費生活センターに相談しましょう。

灯油の値段

各店で、灯油の値段が違うのはどうしてでしょうか。

ガソリンは、ほぼ一緒に値上がりをしています。灯油については、何を基準に値段がついているのでしょうか。

(消費生活センター)

灯油もガソリンも、各店舗が仕入れをする際の仕入先の系列の違いや仕入れの数量など各店の規模によって仕入れ値が違います。また「定価」が決まっていないので、売値は各店舗で自由に決めるため、各店舗で値段の差が出ています。基本的に自由競争なので、逆に消費者も選ぶことができます。極端に値段の安いもの(仕入れ値を下回る)を継続的に販売すると、不当廉売として法律的に違反となります。(山口県石油協同組合より)



食品の廃棄

賞味期間の許容範囲が品物によって違うのは、理解できますが、品物によっては捨てるものが多すぎる気がします。何かよい方法があればいいのですが。

(消費生活センター)

「消費期限」は「食べても安全な期限」…早く悪くなる傷みやすい食品（弁当・惣菜など）

「賞味期限」は「おいしく食べることができる期限」…劣化が比較的遅いもの（スナック菓子、即席めん類、缶詰など）



現在、日本では年間 2,775 万トンの食品廃棄物等が出されていますが、このうち、食べられるのに廃棄されている「食品ロス」は 621 万トンで、さらにこのうちの 282 万トン（約半数）が家庭からでています。

食品関連業者も、過剰在庫や返品等によって発生する食品ロスの削減に向けて動き出しています。消費者に対しても、食品ロスの削減に向けての協力を現在呼びかけています。

萩市消費生活センター 出前講座

平成 29 年 11 月 29 日、地域で「ひとり暮らしの会」がありました。ひとり暮らしの方、福祉委員、民生委員、地域の方々の参加で、いろいろなゲームや余興で楽しみました。

その後で、萩市消費生活センターの相談員さんの話がありました。前からあった「おれおれ詐欺」から始まり、最近では手口を変えてやって来ます。訪問販売はもちろん、架空請求、クーリングオフ契約の解除、多重債務、商品の安全性など、難しい言葉を説明され、「うん、うん、悪い事するんじゃ」とうなづいています。人事のように思いましたけど、「明日は我が身」何回聞いても、忘れてしまうけど、頭の片隅に少しでも残っていたら幸せませ。……最近、見知らぬ人が来ると、疑う目で見ってしまう……「良かったり、悪かったり」で、一日を過ごしています。

消費生活センターの相談員様、本当にありがとうございました。また、よろしくお願ひします。

(消費生活センター)

消費生活センターでは、出前講座として、団体・グループ・職場・地域の会合・研修会等へ講師を無料で派遣し、消費生活について学習する場を提供しています。ぜひ、ご利用ください。

安心、安全な商品について

スーパーなどで、売られている全ての食品について、賞味期限、内容量が記載されていますが、その商品の抜き打ちのチェックを萩市では行っているのでしょうか？

昔、他市では、不定期で行っているという話を聞きました。既に行っておられれば安心ですが、もし行っておられないなら、ぜひ行っていただきたいです。

近年、賞味期限の日にちのごまかしや、原材料・生産地の嘘、内容量が違うなど、消費者を裏切っていることが増加しているように思います。もちろん、正しく生産、販売されている商品が大半ですが、一部の間違った商品のために、正しい生産者の方々が悪く言われたり、思われたりするようなことは、絶対にあってはならないと思います。なにより消費者の健康を脅かすことになり、生きるため、健康になるために食するものが逆になっては絶対にいけないと思います。

全てのお店で、何を買っても安心、安全な商品であることを望みます。

(消費生活センター)

山口県生活衛生課、環境保健所、農林事務所及び水産事務所並びに中四国農政局山口県拠点等関係機関で、地域ごとに監視チームを構成、このチームが連携して食品表示合同パトロールを実施しています。

これは、山口県食の安心・安全推進条例に基づき、食品表示に対する県民の信頼を確保し、食品表示法に係る食品表示が適切に実施されるために行なっているものです。調査対象施設は、生活衛生課と中四国農政局山口県拠点が協議・調整の上、決定し、年間計画を定めて、抜き打ちで実施されています。

パトロールでは、

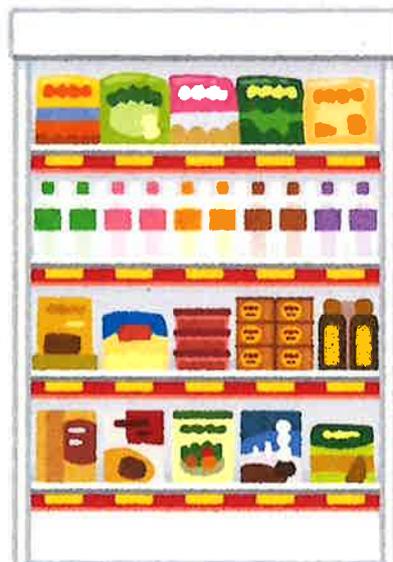
- ①食品衛生法、健康増進法に由来する、衛生及び保健事項に係る表示が適正に行なわれているかどうか
- ②JAS法に由来する、品質表示が適正に行なわれ、仕入れ時に原産地をどのように確認しているか
- ③加工食品について、基準等に基づき、適正に表示されているかどうか

について、確認を行い、違反等を発見した場合には、口頭（または指導票）により改善を指導し、改善が図られない場合は食品表示法による措置を講じることにしています。調査結果は関係機関ごとに作成され、県生活衛生課で公表しています。

なお、山口県では、「食の安心・安全」に関する相談・通報 に対応する「食の安心ダイヤル」を開設しています。

<食の安心ダイヤル>

- 電話番号：083-933-3000
- 受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)



やまぐち三世代同居・近居パスポート

「やまぐち三世代同居・近居パスポート」について、詳しく知りたいです。

(建築課)

山口県では、「世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくり」として、子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、三世代同居・近居を希望する方を官民連携して支援する「やまぐち三世代同居・近居パスポート」を発行しています。

1 交付対象者

パスポート交付申請時に山口県内で三世代での同居又は近居のために、住宅の新築・購入、増改築・リフォーム又は引越し（以下「住宅の新築等」という。）を希望されている方を対象とします。

※既に、三世代での同居や近居をしている場合も対象となります。

【三世代とは】

親子（子供の内の1人が小学校終了前であること。妊娠中である場合も含む。）及び子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含む。）をいいます。

【近居とは】

親子と子の祖父母が居住する住宅が同一小学校区内にあること又はその間の直線距離が2キロメートル以内にあることをいいます。

2 交付手続き

パスポート交付申請書を、「発行窓口」に提出し、交付対象者と確認できた方に対して、パスポートを交付します。

【発行窓口】

山口県住宅課のほか、県内市町窓口。

3 有効期限

有効期限は、パスポート発行日から1年間です。

※有効期限内に住宅の新築等に至らなかった場合には、再発行も可能です。

4 特典及び利用方法等

パスポートをお持ちの方は、以下の特典を受けることができます。

(1) 特典

① 協賛企業からのサービス

詳細は、山口県住宅課ホームページ「やまぐち三世代同居・近居パスポート」について（交付手続・サービスなど）

<http://www.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/passport.htm> を、ご利用前にご確認ください。

② きめ細やかな情報提供

交付申請書に記載されたメールアドレス（記入は任意）に、山口県から協賛企業からのサービス内容の追加情報やイベント情報などを配信します。

(2) 利用方法

協賛企業からのサービスを受ける際には、必ずご利用前に協賛企業の窓口等に本パスポートを提示して確認を受けてください。



やまぐち三世代同居・近居 パスポート



パスポート制度とは？

- ・パスポートを協賛企業に提示することにより、**協賛企業から割引などの様々なサービス**を受けることができます。

協賛企業のサービス内容（例）

- ・不動産（土地・建物）取得や借家契約などでの**仲介手数料の割引** 
- ・住宅の新築・リフォーム時の**工事代金の割引** 
- ・転居時の**引越料金の割引** 
- ・住宅ローン・リフォームローンの金利優遇などの**各種ローンの優遇措置** 
- ・家具、家電の**購入代金の割引** 
- ・新車購入時の**オプションプレゼント** など 

協賛企業とそのサービス内容の確認方法

- ・県住宅課ホームページで御確認いただけます！

山口県三世代パスポート

検索

(URL) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/passport.html>

協賛企業はこのステッカーが目印！



申込者の要件

- 山口県内で**三世代での同居や近居のために、住宅の新築・購入、増改築・リフォーム又は引越し**を希望される方

※「三世代」とは、親子（**子どものうちの1人が小学校修了前**。妊娠中も含む。）及び子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含む。）をいいます。
 ※「近居」とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が**同一小学校区内又はその間の直線距離が2km以内**にあることをいいます。



申込みに当たっての留意点

- パスポートの交付は、**無料**です。
- パスポートの**有効期限は、発行日から1年間**です。※**再発行も可能**です。
- パスポートは申込者ご本人のみが使用できます。また、他人への貸与や譲渡はできません。

申込方法

○パスポート交付請書に必要事項を記載の上、**持参、郵送、FAX 又はメールにより、山口県土木建築部住宅課まで提出**してください。

【県申込先（お問合せ先）】
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話：083-933-3874 FAX：083-933-3899
E-mail：a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

世代間の支え合いによる
子育てしやすい環境づくり
～三世代同居・近居の推進～



○山口県住宅課のほか、**県内市町窓口**に**持参により提出**もできます。

【市町申込先】
市町の受付担当窓口は、県住宅課ホームページで御確認ください。
(URL) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/passport.html>

やまぐち三世代同居・近居パスポート交付申請書

窓口 記載	受付年月日 _____ 年 月 日 パスポート No. _____
----------	--------------------------------------

項 目	内 容
申請者 <small>ふりがな</small> 姓 名	※該当する方に✓ <input type="checkbox"/> 子世帯 <input type="checkbox"/> 親世帯
同居・近居による区分	現 況 ※いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居 <input type="checkbox"/> 同居・近居以外
	今後の予定 ※いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 新たに同居 <input type="checkbox"/> 同居を継続 <input type="checkbox"/> 新たに近居 <input type="checkbox"/> 近居を継続
新築、リフォーム、引越し等による区分 ※いずれかに✓	<input type="checkbox"/> 住宅の新築・購入（これに伴う引越しも含む） <input type="checkbox"/> 住宅の増改築・リフォーム（これに伴う引越しも含む） <input type="checkbox"/> 引越し
申請者電話番号	
申請者生年月日 ※記入は任意	年 月 日
子世帯現住所 [小学校区]	〒 _____ [_____ 小学校]
子どもの数	人 ※小学校修了前の人数を記入（妊娠中である場合も含む）
親世帯現住所 [小学校区]	〒 _____ [_____ 小学校]
メールアドレス(パソコン or スマホ) ※記入は任意	

◆個人情報の取扱い◆

御記入いただいた個人情報は、県が適切に管理し、やまぐち三世代同居・近居パスポート制度の実施・運営、三世代同居・近居に関わるお客様への情報提供、県における施策の立案資料以外の目的には使用いたしません。

市営住宅の維持管理について

耐用年数を経過したものや改善が必要な団地があると思います。管理コスト・間取りの基準を勘案しながら、適合する民間アパートがあれば、借り上げによる補充ができないものでしょうか。

(建築課)

民間住宅の借り上げによる市営住宅の供給方式は、以下の課題に対応するために有効な方法であると考えられます。

- ① 建設費等の投資の軽減による効率的な供給
- ② ストックの地域的偏在の改善
- ③ 地域の需要に応じた供給量の調整

しかし、現状として、萩市内の既存民間住宅は、市営住宅としての基準（バリアフリー化、エレベーターの設置等）を満たす民間住宅は少なく、民間住宅の借り上げ方式では、十分な質が担保された住宅を安定して供給できないため、既存の市営住宅を「萩市公営住宅等長寿命化計画」を基本とする維持管理をしていくことで、適切な市営住宅の供給に努めているところです。

また、今後、ご指摘いただきました民間住宅の借り上げ方式を有効に活用していくことも必要だと感じていますが、民間住宅の新築時において、建設前からの官民協議により対応していくことも必要となるため、地域人口及び住宅需要と供給の推移等も考慮しながら検討していきたいと思っております。

デイサービスについて

母は、週3回デイサービスを利用しています。

我が家は、農業をしていますが、すべての機械を持っているわけではないので、自分達の都合にあわせて作業することができません。

また、一部作業をお願いしている方は会社員なので、日曜日になることがあります。その時には、日曜日にデイサービスをしていないので、本当に困ります。

今年は、前日からショートステイを利用することができましたが、それもベッドが空いていないと利用できません。

日曜日のデイサービスは、無理なのでしょうか。

(高齢者支援課)

日曜日に通所介護（デイサービス）を営業している事業所は、萩市内に8か所あります。

担当のケアマネージャーにご相談ください。



観光行政について

観光客数については、大河ドラマ「花燃ゆ」や明治日本の産業革命遺産により、増加したものの、放送終了やブームの減退により減少していると思います。

一方、長門市は、元乃隅稻成神社や角島、リゾート会社によるまちづくりなど活性化していると感じます。

最近、チバニアンが注目を集めています。地質ブームによって、須佐ホルンフェルスの知名度向上施策や案内板・遊歩道を整備して観光客を誘致してはどうでしょうか。

(観光課)

観光客数は平成 27 年に大河ドラマ「花燃ゆ」の放送や「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録の効果により大きく増加しました。平成 28 年については、平成 27 年よりも減少したものの、世界遺産登録等の効果は継続しており、平成 26 年を上回る観光客数となっています。

須佐ホルンフェルスの遊歩道については山口県が所管する施設で、近年に転落防止柵を設置するなど整備をして頂いているところです。

萩市では現在ジオパーク認定に向けた活動に取り組んでおり、須佐ホルンフェルスにおいては、絶景を楽しむ観光に加えて、その景色の背景にある地球の活動とそれと共にある自然、大地に寄り添い生きてきた人の暮らしを楽しむツアー等を提供できる場としてガイドの養成や体験プログラムづくりを地域のみなさんで行っているところです。知名度向上、案内板の整備については、これらの取り組みと一体となり行ってまいります。

トイレについて

萩市は、観光都市です。外国人観光客も多数来られます。



トイレ設備について、洋式トイレが少ないとよく聞きます。

観光地を訪れて、洋式トイレがないと大変不便です。

近年、日本人も和式トイレから洋式トイレに移行し、和式トイレを使えない子どももいるようです。外国人は、なおさら洋式トイレがないと困ると思います。

観光スポットには、必ず洋式トイレを設備していただきたいです。

(観光課)

ご指摘のとおり、外国人観光客数は増加しています。受入にあたっては洋式トイレの整備が必須であることから順次洋式化を行っております。まだ、整備が行き届いていませんが、主な観光スポットについては「バリアフリースイール」という形で洋式のトイレが設置されています。

今後も洋式トイレの需要の増加にあわせて、順次整備を進めてまいります。

地域おこし協力隊について

先日、募集に対して応募が不足しているといった報道がありました。原則 2 年という活動期間内に、定着するための方策を見つけなければならないのですから大変だと思います。

協力隊の方々の所属は、当初の希望を反映しているだろうと思いますが、活動期間内に当初の希望とは別の道が発見できた場合に、そちらの人脈やノウハウを学べるようにするような配慮をしているのでしょうか。

また、期間満了後に定住を促すような方策（店舗付住宅の定額での斡旋、開業資金の低利での融資など）は考えているのでしょうか。

（企画政策課）

萩市では、国の制度を活用し、平成 27 年度から地域おこし協力隊を採用しており、現在、県内で最多の 15 名の隊員が最大 3 年を任期とし、市内各地で地域活性化に向けた活動を行っています。

隊員の募集については、地域おこし協力隊募集セミナーなど都市部でのイベントで隊員募集の PR 活動をはじめ、ホームページや求人広告サイト等への掲載など、様々な機会を通じて行っており、平成 27 年度は 38 名、平成 28 年度は 25 名と全国各地からご応募いただきました。

しかしながら、平成 29 年度においては、前年に比べて応募者が著しく減少し、8 名の募集人数に達しなかったため、2 回の追加募集を行ったところですが。応募者減少の理由として、民間企業の求人状況が改善していることに加え、地域おこし協力隊制度を導入する自治体が増加し、応募者が分散していることが考えられ、県内の市町においても応募者は大変少ない状況です。

来年度も新規隊員の募集を予定しており、あらゆる機会を活用した隊員募集活動に努めるとともに、地域おこし協力隊活動報告会を開催するなど、萩市の地域おこし協力隊に関心をもってもらえるように活動の PR を行うこととしています。

隊員の所属については、隊員が希望する活動内容と受入地域が求める人材が上手くマッチングするように調整を行い決定しています。また、隊員の日々の活動内容を把握するとともに要望や相談を受けるため、月に 2 回の定例会を開催し、隊員と情報交換の場を設けるなど、常に隊員の活動をサポートしています。隊員が別の活動を希望した場合は、これまでも受入地域等と調整の上、希望に沿った活動ができるよう、配置換え等を行ってきています。このほか、様々なノウハウの習得や人脈作りができるよう、全国各地で実施されている研修会等にも積極的に参加するよう促しており、そのために必要となる支援についても、国の制度に基づき行っています。

更には、地域おこし協力隊の任期を終了した後も、隊員が引き続き萩市に定住・定着できるよう、活動や資格取得に係る経費を支援しており、加えて国の制度に基づく起業のための支援制度を現在検討しているところです。

消費生活モニターとして

消費生活モニターとして、研修に参加させてもらったり、モニター通信などを読んで、色々な事を知ることができました。それと同時に、今まで自分があまりに無頓着に生活していたのか反省させられました。

これからは、もう少し注意深く生活ができたと思います。

萩市消費者セミナーに参加して

相続、遺言、成年後見の基礎知識を短歌で学ぶという、とてもユニークな講演で、実におもしろく、ためになりました。これは、ヒット企画だと思いました。

「おじ死亡 なぜか私に 督促状 おじの子供が 相続放棄で」という例には、驚きました。知らぬ間に借金を相続させられるなんて怖い話です。

「頑張った 親の介護の 寄与分は かしなかなか 認められない？」同居している長男の嫁としては、本当に納得できない話、介護はしてみなければ、その大変さは分かりませんよ。体力的にも精神的にも、金銭面でもこたえます。

そこで、私なりの一首です。「金は出さぬが 口は出す 始末におえぬ 小姑ども」なんて世間では、よく聞く話です。

最後に一首、「気持ち良く 譲って貰った 家屋敷 今となつては 負の財産」田舎では、不動産価値は大変低く、維持管理、解体費用は世間並みとくときは、泣くに泣けません。これは、かえって子ども達の争いの元になるかもです。



萩市消費生活センター

0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの契約・
解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・品質
など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

